

令和 8 年 3 月 定 例 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時	令和 8 年 3 月 2 7 日 午 後 1 時 3 0 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ⊕遅刻 ⊙早退)		
○ 1番 宮本 国男 ○ 4番 末武 章 ○ 7番 武部 利弘 ○ 10番 宮本 章 ○ 13番 久保 繁徳 ○ 16番 金子 秀幸 ○ 19番 佐々木 龍二	○ 2番 瀬川 靖典 ○ 5番 引地 国弘 ○ 8番 崎村 康子 ○ 11番 坂本 康弘 ○ 14番 大田 重敏 ○ 17番 山内 重年	○ 3番 松本 由美子 ○ 6番 大石 恵子 ○ 9番 前田 秀一 ○ 12番 濱崎 稔 ○ 15番 野中 孝 ○ 18番 須藤 正文
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○川久保 稔美 ○山下 勝美 ☒松本 美徳 ○松本 伸雄 ☒山口 康明 ○長谷川 壽幸 ○山口 信也 ○前田 將直 ○松瀬 竹虎 ☒新見 哲也 ○高田 良彦 ○渡口 学 ○松尾 茂 ○紙本 政信 ☒徳田 詳吾 ○松本 覚二 ☒小林 重喜 ○松崎 美喜雄		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	分室長 志水 巧	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
8 番 崎村 康子	9 番 前田 秀一	

【事務局長】

皆様こんにちは。只今から令和8年3月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひします。本日の欠席は推進委員3番松本委員、5番山口委員、10番新見委員、15番徳田委員、17番小林委員です。先日の市制20周年記念式典にご出席いただきました委員の皆様ありがとうございました。皆様ご存じかもしれませんが4月1日付けの人事異動の内示が先週ありまして、この度私が農業委員会から文化観光課へ異動となりました。2年間という短い間でしたが大変お世話になりました。ありがとうございました。同じく福島分室の志水分室長、本日は欠席ですが吉田参事、鷹島分室の吉永主査が異動となります。後任には会計課の金子課長補佐が事務局長として、福島分室に農林課の池主事補が配属となります。鷹島分室には山田参事が配属されます。他の3名は引き続きお世話になりますのでよろしくお願ひいたします。本日は金子と池が出席しておりますので、自己紹介をお願ひいたします。

(自己紹介：志水分室長、金子補佐、池主事補)

【事務局長】

それでは会長のご挨拶をいただきまして総会に入りたいと思います。

【会 長】

皆様、こんにちは。3月も残り5日となり、来週半ばから4月に入ります。年度末は何かとご多忙のことと拝察申し上げます。さて、私は本年2月13日発行の全国農業新聞を読みました。農業を心動く世界にというコーナーにテレビ番組の司会者などをされている佐藤加奈子さんのコラムが載っていました。感謝と幸福度というタイトルでした。その中によく感謝をする人は幸福度が上がると書かれていました。感謝と幸福度には一貫した関係があり、感謝をよく感じている人ほど気分が安定しやすい、人間関係の満足度が高い、ストレスから回復しやすいそうです。意識的に感謝を増やすと幸福度が少し上がることも書かれていました。ところで私の考えですが、農業に従事する人は自然や土地や人そして、ご先祖様などに感謝することが多い、だから幸福度は高い、加えて美味しい農産物や畜産物で消費者から感謝されれば、ますます幸福度は上がり、生産意欲も高まるのではないのでしょうか。昨日の事ですが、自宅近くを歩いていたら80歳位の女性農業者の方が畑の草取りをされていました。ひと月前に種を播かれた御坊と人参の畑です。農業をされていてどんなことに感謝されますかと聞いたら、働くことに感謝します。体を動かすことが好きだからと笑顔で答えられました。この方にとって農作業は苦労ではなく喜びのようです。幸福度を高める感謝の営みです。いよいよ4月からは農業委員・推進委員3年任期の最終年度を迎えます。感謝の心を大切にされながらお務め頂ければ幸いです。それでは本日の総会、宜しくお願ひいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員8番、崎村委員、同じく9番、前田委員にお願ひします。続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願ひします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。4件ございます。1件目です。貸人、御厨町小船免■■番地 ■■■氏と借人、御厨町小船免■■番地 ■■■との契約については、農地バンクを通じた契約となっております。農地の表示は御厨町小船免字上前久保■■■から山根免字道木田■■■までの田9筆、合計面積6311㎡です。今回、貸人の都合により解約となっております。2件目です。貸人、御厨町小船免■■番地 ■■■氏と借人、御厨町小船免■■番地 ■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっております。農地の表示は御厨町山根免字二反田■■■から字ハリキ■■■までの田3筆、合計面積6294㎡です。今回、貸人の都合により解約となっております。3件目です。貸人、御厨町小船免■■番地

■■■■氏と借人、御厨町小船免■■番地 ■■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっております。農地の表示は御厨町山根免字二反田■■■から字中嶋■■■までの田4筆、合計面積6351㎡です。今回、貸人の都合により解約となっております。最後に4件目です。貸人、御厨町下登木免■■■■氏と借人、御厨町小船免■■番地 ■■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっております。農地の表示は御厨町小船免字上前久保■■番から山根免字フェキリ■■■までの田9筆、合計面積6181㎡です。今回、貸人の都合により解約となっております。

次に農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。2件ございます。1件目です。被相続人は今福町浦免■■番地 ■■■■氏、相続人は今福町浦免■■番地 ■■■■氏です。農地の表示は今福町浦免字宮田■■番から仏坂免小熊川■■■までの田4筆、畑2筆、計6筆の合計面積3610㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年5月20日に亡くなられ、相続人の■■■■氏が令和8年1月30日に相続登記が完了したということで、令和8年2月27日に届出があり、3月5日に受付をしております。2件目です。被相続人は星鹿町岳崎免■■番地 ■■■■氏、相続人は長崎市赤迫一丁目■■■■氏です。農地の表示は、星鹿町岳崎免字丸久保谷■■番から字上大堂■■番までの畑4筆、合計面積1889㎡です。被相続人の■■■■氏は平成4年6月29日に亡くなられ、相続人の■■■■氏が令和8年2月2日に相続登記が完了したということで、令和8年3月6日に届出があり、3月10日に受付をしております。

次に申請事件の処理状況です。議案書は3ページをご覧ください。農地法第5条関係が3件ございます。2月に審議いたしました転用申請で、譲渡人の■■■■氏と譲受人の公益社団法人■■■■代表理事 ■■■■氏とのトンネル移動通信中継局への転用申請、譲渡人の■■■■氏と譲受人の■■■■氏との駐車場用地への転用申請、譲渡人の■■■■氏と譲受人の■■■■氏との駐車場用地への転用申請については、いずれも令和8年3月13日付けで長崎県知事の転用許可がおりております。

最後に提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が1件、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が45件、内2件が農業委員関係分です。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については、昨年の夏に実施いたしました農地パトロール分の232件と、それ以外の7件がございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

はい、無いようですので、付議事項に入ります。4ページ議案第11号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第11号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は4ページです。事件番号1です。譲渡人は、福島町土谷免■■番地 ■■■■氏、譲受人は、福島町原免■■番地 ■■■■氏です。土地の所在は、福島町原免字白土■■■■・田・62㎡、です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のために贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稲や飼料を精力的に作付けされております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員14番、太田委員お願いします。

【太田委員】

農業委員14番の太田です。今、事務局の方から説明があったとおりで、 さんのお父さんの代、この時に所有権を変更してなかったということで、この度名義変更が完了したという事です。本人に確認しましたところ問題は無いと思われれます。ご審議を宜しく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無いようですので、議案第11号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については決定するものといたします。続きまして5ページ、議案第12号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第12号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は5ページから87ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AToBの契約が43件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしく願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。これからはしばらく時間をとりますので6ページから87ページまでの資料の確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、議案第12号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして88ページ、議案第13号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。ここで4番末武委員、7番武部委員の退席をお願いします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第13号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は88ページから99ページをご覧ください。今、退席いただいたお二人分の関係になります。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AToBの契約が2件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしく願いいたします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとります。資料89ページから99ページまでご確認ください。

はい、各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第13号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。末武委員、武部委員の入室をお願いします。続きまして100ページ、議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

【事務局】

それでは議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明させていただきます。事件番号1です。本議案は、令和7年度の農地パトロールにおいて、山林原野化していると確認した農地について非農地判断を行うものです。今回、非農地判断するにあたり、農地パトロールによる現地調査と各委員さんにタブレット入力していただいた結果を事務局で整理し、所有者に対し非農地としてよいかどうかを文書で確認して、その結果を一覧表として整理しております。ただ、その表は議案作成時点のものであり、本日総会までに農地として利用するとの回答があったものが7筆ございますので申し上げます。番号19、20、26、110、111、131、183の7筆は全て畑としての利用意向のため、非農地判断の対象から除外したいと考えます。従いまして、議案104ページの合計が、田・56筆・33,689㎡、畑・169筆・126,146.91㎡、合計225筆・159,835.91㎡となりますので、議案3ページの集計表の農地パトロールについても同様に修正をお願いします。以上、225筆を農地パトロールの結果に基づき非農地としてよいかご審議をお願いします。

【議長】

事件番号1番について事務局からの説明が終わりました。事件番号1番について皆様からご意見等がございますでしょうか。

それでは事件番号2番について事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

非農地通知申出書の提出がありましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかをご審議いただくものです。前方にスライドを用意しています。番号1です。申出人は、長崎県松浦市御厨町横久保免■■■■■■■■■■氏で土地の所在は御厨町横久保免字大川内■■■■田 926㎡です。現況地目は山林ということでした。3月17日に現地確認を行いました。番号1は原野化が進みスクリーンのような状況でした。やぶが生い茂っており農地への復旧が困難なため現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われま

す。番号2です。申出人は長崎県松浦市御厨町横久保免■■■■■■■■■■氏です。土地の所在は御厨町横久保免字大久保■■■■番 田 1,713㎡です。現況地目は山林ということでした。3月17日に現地確認を行いました。番号2は山林化が進みスクリーンのような状況でした。木や竹が生い茂っており、農地への復旧が困難なため現況山林で非農地判断して差し支えないものと思われま

す。2枚目の写真はドローンで上空から撮影したものになります。番号3、4、5は隣接しているためまとめて説明します。申出人は長崎県松浦市御厨町郭公尾免■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。土地の所在は、番号3が御厨町郭公尾免字水ノ本■■■■畑 380㎡です。番号4が御厨町郭公尾免字水ノ本■■■■田 132㎡です。番号5が御厨町郭公尾免字水ノ本■■■■番 畑 1,256㎡です。現況は三筆とも原野ということでした。3月17日に現地確認を行いました。番号3、4、5は、

スクリーンを見てわかりますように草刈をすれば、農地への復旧は可能な状況でした。よって、非農地には該当しないと判断します。番号6と7は隣接しているためまとめて説明します。申出人は長崎県松浦市御厨町郭公尾免■■番地■■■■氏です。土地の所在は、番号6が御厨町郭公尾免字百手■■番 田 671㎡です。番号7が御厨町郭公尾免字百手■■番 田 2,277㎡です。現況は2筆とも原野ということでした。3月17日に現地確認を行いました。番号6と7は山林化が進みスクリーンのような状況でした。木やが生い茂っており、農地への復旧が困難なため現況山林で非農地判断して差し支えないものと思われまます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

ここで地元委員のご意見を伺いたいと思います。1番、2番について農業委員12番 濱崎委員に地元委員の意見をお伺いします。

【濱崎委員】

農業委員12番の濱崎です。1番の方はダンジクが植わっていてダメかなと思っております。2番の方も竹が生い茂っていて奥の方は木が茂っていたように見受けられました。皆様のご審議を宜しくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、番号3番から7番について、農業委員3番 松本委員に地元委員のご意見をお願いします。

【松本委員】

農業委員3番の松本です。番号3、4、5はスクリーンで見て分かる様に草払いとかすれば農地に戻る可能性はあると思いましたが、非農地にはならないかと思いましたが。6と7は見てのとおり木が生い茂って困難な状態なので6番と7番は大丈夫かと思いましたが。ご審議宜しくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無ければ、議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、1番、2番、6番、7番について非農地通知を交付するものといたします。続きまして106ページ、議案第15号令和8年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第15号 令和8年度農業臨時雇い標準賃金等について説明をさせていただきます。農業委員会では農繁期等に臨時に雇用する場合の標準賃金や農作作業料金を公表しておりますが、令和8年度における農業臨時雇い標準賃金等を公表するにあたり、金額等についてご審議いただくものです。まず、表1の金額については、昨年11月総会時に長崎県の最低賃金の変更に伴って設定した金額の1,040円で、表2は令和7年3月総会時にご審議いただき、現在公表している作業料金です。この中で水稻中苗育苗につきましては金額を変更しています。令和7年度の金額

は早期の予約分が832円だったところを877円、当用が令和7年度が942円だったところを987円、普通期の方では令和7年度が844円だったところを889円、当用については令和7年度が954円だったところを999円ということで変更し、議案として掲載しているところです。通常、水稲の中苗育苗については、ながさき西海農協で金額等を確認してそれをこの数字ということで公表させていただいております。令和8年度分については、ながさき西海農協で確認しましたところ掲載の数字ということでございましたので、それに合わせて修正をしております。議案の配布時に皆様にご案内さしあげておりましたが、こちらの金額等について各委員さんからのご意見をいただきながらご審議いただければと思います。なお、なお、金額が決定しましたら松浦市ホームページと市報5月号で周知したいと思います。ご審議方よろしくお願いたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。無ければ、議案第15号 令和8年度農業臨時雇い標準賃金等については、記載のとおり公表するものといたします。

大変申し訳ございません。先ほどご説明いたしました100ページからの議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についての事件番号1番についても非農地通知を交付いたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは以上を持ちまして本日の付議事項について、審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

- ・農用地利用集積等促進計画の作成について（印鑑漏れ等が無いように）
- ・活動記録簿の提出について（最終提出期限：4/3まで）
- ・令和8年度農業委員会定例会日程について
- ・令和8年度地域計画の区域見直しに係る協議の場スケジュールについて
- ・農業委員会だより（8月発行分）の編集委員会の開催について
- ・全国農業新聞の掲載について（わがマチの農業委員・農地利利用最適化推進委員）

【議 長】

それでは本日の総会は終わりますが、来月の総会は、令和8年4月24日（金）、会場は文化会館となっております。本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 36 分

